

NHKインターナショナル個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 個人情報の利用等（第4条 - 第16条）
- 第3章 開示等の求め（第17条 - 第27条）
- 第4章 再検討の求め（第28条 - 第29条）
- 第5章 実施体制（第30条 - 第34条）
- 第6章 罰則（第35条 - 第36条）
- 第7章 補則（第37条 - 第38条）
- 付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、NHKインターナショナル個人情報保護方針に基づき、個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、NHKインターナショナルの役職員その他NHKインターナショナルの指揮命令系統に属しNHKインターナショナルの業務に従事している者（以下「NHKインターナショナルの従業者」という）に適用する。

2 NHKインターナショナルの従業者は、この規程を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 NHKインターナショナルが個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条に該当する目的で個人情報を取り扱う場合は、この規程を適用しない。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ NHKインターナショナルが、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものまたは6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の利用等

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り具体的に特定する。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行う。

(利用目的による制限)

第5条 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、あらかじめ本人の同意を得る。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の範囲の制限)

第6条 個人情報の取得は、NHKインターナショナルの事業に必要な範囲内で行う。

(適正な取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行う。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することによりNHKインターナショナルの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第9条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(安全管理措置)

第10条 個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じる。

(紙媒体の安全管理)

第11条 個人データの記録された物が紙媒体の場合は、次に掲げる措置により、適切に管理を行う。

- (1) 個人データの記録された物の施錠保管
- (2) 個人データの記録された物の複製作成の制限
- (3) 個人データの記録された物およびその複製の持出しの制限と管理
- (4) 口座番号等の個人データを郵便または信書便で発送する際は、封入等により口座番号等が見えないようにする
- (5) 利用終了後の速やかな廃棄(シュレッダーによる裁断、焼却または溶解の方法による)
- (6) その他必要な措置

(電磁的媒体の安全管理)

第12条 個人データの記録された物が電磁的媒体の場合は、次に掲げる措置により、適切に管理を行う。

- (1) 個人データの記録された物の施錠保管
- (2) 個人データに係るアクセスを行う端末装置の利用の管理
- (3) 個人データの記録された物のプリントアウトおよび複製(部分的な複製を含む)作成の制限
- (4) 個人データの記録された物およびその複製の持出しの制限と管理
- (5) 個人データに係るアクセスの管理(アクセス権限の限定、アクセス権者の確認、アクセスログの保管を含む)
- (6) 個人データへの不正アクセスの防止
- (7) 個人データを記録したファイルのパスワード管理
- (8) 公衆回線で伝送する場合の個人データの暗号化
- (9) 利用終了後の迅速かつ確実な消去
- (10) その他必要な措置

(従業者の監督)

第13条 NHKインターナショナルの従業者が個人データを取り扱うときは、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第14条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託先選定基準に従って委託先を選定するとともに、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を契約で定めるなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。また、定期的に、安全管理措置の実施状況等を勘案し、当該契約内容の見直しを行う。

- (1) 個人データに関する秘密保持義務
- (2) 委託先における安全管理措置の内容
- (3) NHKインターナショナルと委託先との責任関係
- (4) 委託先が再委託を行う場合は再委託に関する事項(放送受信者等の個人データの取扱いの全部または一部を再委託する場合は、委託先が再委託先選定基準を定め、個人データの取扱いを適正かつ確実にを行うことができる者を選定し、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む)
- (5) 契約終了時の個人データの返却及び消去

(第三者提供の制限)

第15条 個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

- (1) NHKインターナショナルが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(個人データの保存期間および消去)

第16条 放送受信者等の個人データの保存期間は、業務上必要な最短の期間とする。特定された利用の目的が達成された時点で、ただちにこれを消去する。

第3章 開示等の求め

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 NHKインターナショナルは、次に掲げる事項を、ホームページへの掲載等により本人の知り得る状態に置く。また、本人からの照会があった場合は、遅滞なくこれに回答する。

- (1) 次条第1項から第4項に規定する求め(以下「開示等の求め」という)に関する手続きおよび第23条の規定に基づく費用の額
- (2) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(開示等の求めの受け付け)

第18条 NHKインターナショナルは、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げる求めを受け付ける。

- (1) 利用目的の通知の求め
- (2) 開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の求め

2 NHKインターナショナルは、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、その内容が事実でないという理由による場合は、次に掲げる求めを受け付ける。

- (1) 内容の訂正の求め
- (2) 内容の追加の求め
- (3) 内容の削除の求め

3 NHKインターナショナルは、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、それが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由または第7条の規定に違反して取得されたものであるという理由による場合は、次に掲げる求めを受け付ける。

- (1) 利用の停止の求め
- (2) 消去の求め

4 NHKインターナショナルは、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、それが第15条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による場合は、第三者への提供の停止の求めを受け付ける。

5 NHKインターナショナルは、開示等の求めが、次に掲げる代理人によってなされる場合も、これを受け付ける。

- (1) 未成年者または成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 6 開示等の求めは、NHKインターナショナル総務部で受け付ける。

(開示等の求めの書面)

第19条 開示等の求めの受け付けにあたっては、本人または前条第5項に規定する代理人に対し、次に掲げる事項を日本語で記載した別に定める様式の書面を持参しまたは郵送で提出するよう求める。

- (1) 本人の名前および住所
 - (2) 開示等の求めを行う者が前条第5項に規定する代理人である場合は、代理人の名前および住所
 - (3) 開示等の求めの対象となる保有個人データまたは当該保有個人データを特定するに足りる事項
 - (4) 前条第1項に規定する利用目的の通知の求め及び開示の求めにあつては、通知または開示の方法
 - (5) 前条第2項に規定する内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という）の求めにあつては、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なる部分
 - (6) 前条第3項に規定する利用の停止または消去（以下「利用停止等」という）の求めおよび第4項に規定する求めにあつては、求めを行う理由
- 2 開示等の求めの受け付けにあたっては、求めを行う者が本人であることを証明する次に掲げる書類のいずれかを、持参の場合は提示またはコピーを提出するよう、郵送の場合はコピーを提出するよう求める。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保健者証
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) 旅券
- (5) 前4号に掲げるもののほか、求めを行う者が本人であることを確認することができるもの

3 開示等の求めが前条第5項に規定する代理人によってなされる場合は、当該代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか及び次の各号に掲げる書類を、持参の場合は提示またはコピーを提出するよう、郵送の場合はコピーを提出するよう求める。

- (1) 未成年者の法定代理人にあつては、住民票記載事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類
- (2) 成年被後見人の法定代理人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類
- (3) 第18条第5項第2号に規定する者にあつては、委任状

4 開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を本人に求める場合には、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、開示等の求めの対象となる保有個人データの特定に資する情報の提供その他適切な措置をとる。

(利用目的の通知の求めに対する措置)

第20条 利用目的の通知の求めを受け付けたときは、求めを行った者に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該利用目的を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、利用目的の通知をしない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

- (1) 第17条の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

(開示の求めに対する措置)

第21条 開示の求めを受け付けたときは、求めを行った者に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) NHKインターナショナルの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示を求められた保有個人データの全部または一部について、前項の規定に基づき開示しない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部または一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(第三者保護手続き)

第22条 第三者に関する情報が含まれている保有個人データの開示を求められた場合は、NHKインターナショナルは当該第三者に対し、当該保有個人データを開示することについて、意見書を提出するよう求めることができる。その場合は当該第三者に対し、意見書の提出を求める連絡を受けた日から2週間以内に意見書を提出するよう求めるものとする。

2 前項の保有個人データの開示にあたっては、当該第三者から提出された意見書の

内容を考慮する。

- 3 当該第三者が当該保有個人データの開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という）を提出した場合において、なおNHKインターナショナルが当該保有個人データを開示するとの判断を行おうとするときは、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の求めを行った者へ開示する旨およびその理由ならびに当該連絡を受けた日から2週間以内に再検討の求めができる旨を直ちに書面により連絡する。
- 4 当該保有個人データの開示の判断は、当該第三者からの再検討の求めがなかった場合に行う。

（費用の負担）

第23条 次の各号に掲げる書面の費用および当該書面の交付を郵送によって行う場合の郵送料は、当該書面に係る求めを行った者の負担とする。

- (1) 第20条の規定に基づいて交付する利用目的を記載した書面
- (2) 第21条の規定に基づいて交付する保有個人データを記載した書面

2 前項に規定する書面の費用および郵送料は、別表に掲げる金額とする。

（内容の訂正等の求めに対する措置）

第24条 内容の訂正等の求めを受け付けたときは、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

- 2 保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

（利用停止等の求めに対する措置）

第25条 利用停止等の求めを受け付けた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときまたは利用停止等を行わない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

（第三者への提供の停止の求めに対する措置）

第26条 第三者への提供の停止の求めを受け付けた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときまたは第三者への提供を停止しない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

(問い合わせへの対応)

第27条 第18条から前条までの規定にかかわらず、本人から本人が識別される保有個人データに関する問い合わせがあった場合は、本人であることが確認できる場合に限り、可能な範囲で速やかに回答する。

第4章 再検討の求め

(再検討の求め)

第28条 開示等の求めに対してNHKインターナショナルが行った次に掲げる判断について、当該求めを行った者は、判断の通知を受けた日から2週間以内に、NHKインターナショナルに対して再検討の求めを行うことができる。

- (1) 保有個人データの利用目的の通知をしない旨の判断
- (2) 保有個人データの全部または一部について開示しない旨の判断
- (3) 保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行わない旨の判断
- (4) 保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行わない旨の判断
- (5) 保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止しない旨の判断

(再検討の求めの受け付け)

第29条 再検討の求めの受け付けにあたっては、再検討の求めを行う者に対し、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の書面を持参しまたは郵送で提出するよう求める。

- (1) 本人(第22条第3項に規定する再検討の求めの場合は当該第三者)の名前および住所
- (2) 開示等の求めを行う者が第18条第5項に規定する代理人である場合は、代理人の名前および住所
- (3) 再検討の求めの対象となる保有個人データ
- (4) 再検討を求める理由

2 再検討の求めは、NHKインターナショナル総務部で受け付ける。

第5章 実施体制

(個人情報保護管理責任者)

第30条 理事長は、NHKインターナショナルにおけるこの規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、役員の中から個人情報保護管理責任者を指名する。個人情報保護管理責任者は、個人情報の取り扱いがこの規定に基づいて適正に実施されているかについて、定期的に確認、指導する。

(個人情報保護管理者)

第31条 個人情報保護管理責任者は、この規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、個人情報保護管理者を指名する。個人情報保護管理責任者は、個人情報のセキュリティ対策、苦情・開示の求め等への対応を管理する。

(苦情への対応)

第32条 個人情報の取扱いに関する苦情については、NHKインターナショナル総務部で受け付ける。

2 受け付けた苦情に対しては、内容に応じ、該当部の個人情報保護管理者の責任において、迅速かつ適切に対応する。

(研修の実施)

第33条 個人情報保護管理責任者は、NHKインターナショナルの従業者に対して、個人情報保護およびセキュリティ対策についての教育を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底する。

(漏えい等に関する事実等の公表等)

第34条 個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、当該漏えいに係る事実関係につき本人に通知するよう努める。ただし、本人の住所、電話番号および電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう)のすべてが相当の調査をしても分からないときは、この限りでない。

2 個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失またはき損に係る事実関係およびその再発防止対策につき公表するよう努める。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) NHKインターナショナルの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすお

それがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

第6章 罰則

(職員等)

第35条 NHKインターナショナルの職員が、本規程第10、11、12、13、14条に違反して、NHKインターナショナルの管理する個人データを漏えい、滅失またはき損してNHKインターナショナルに損害を与えた場合、個人情報保護管理責任者の助言により、理事長は、就業規則に基き、当該職員に懲戒処分を課する。

2 NHKインターナショナルの役員および職員以外で雇用契約を締結し就業規則を準用されている者の第10、11、12、13、14条違反については前項に準ずる。

(雇用契約以外の従業者)

第36条 派遣、委託等の契約を締結している従業者が、本規程第14条に定める監督に従わず、NHKインターナショナルの管理する個人データを漏えい、滅失またはき損してNHKインターナショナルに損害を与えた場合、個人情報保護管理責任者の助言により、理事長は、NHKインターナショナルと当該従業者との契約金額を上限として、当該従業者に損害賠償を求める。

第7章 補則

(実施状況の公表)

第37条 この規程に基づく個人情報保護の実施状況については、ホームページへの掲載等により公表する。

(変更)

第38条 個人情報の適正な取扱いを維持するため、適宜、この規程を見直すものとする。

2 この規程を変更した場合は、遅滞なく組織内に周知する。

付則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

別表

書面	1枚につき10円
郵送料	実費